

公益充実資金等規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人豊田理化学研究所(以下「当財団」という。)が設置する公益充実資金、資産取得資金及び特定費用準備資金の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 公益充実資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下、公益認定法施行規則という。)第23条第1項柱書に定める公益充実資金をいう。
- (2) 特定費用準備資金 公益認定法施行規則第31条第1項柱書に定める特定費用準備をいう。
- (3) 資産取得資金 公益認定法施行規則第36条第3項第4号に定める資産取得資金をいう。
- (4) 公益充実資金等 公益充実資金、特定費用準備資金及び資産取得資金を総称していう。
- (5) 公益充実活動等 公益認定法施行規則第23条第1項第1号に定める公益充実活動等をいう。

(取扱原則)

第3条 この規程の解釈及び運用については、公益認定法、公益認定法施行規則及びこの法人の定款に則り行うものとする。

第2章 公益充実資金

(公益充実資金の保有)

第4条 この法人は、公益充実資金を保有することができる。

2 この法人は、公益充実資金を保有しようとするときは、公益充実活動等ごとに、内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠等について、理事会の承認を得なければならない。

(公益充実資金の管理)

第5条 この法人は、公益充実資金について、財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、他の資金と明確に区分して表示するものとする。

(公益充実資金の取崩し)

第6条 公益充実資金を取崩す場合には、公益認定法規則第23条第2項に基づき、次の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取崩さなければならない。

- (1) 当該資金の目的の支出がなされた場合、当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額
- (2) 正当な理由がないのに当該資金の目的とする公益充実活動等を行わない事実があった場合、その事実があった日における当該公益充実活動等に係る資金の額

2 公益充実資金について、公益充実活動等以外の支出に充てるために取崩す場合には、公益認定法施行規則第23条第1項第3号に定める特別の手続きとして、理事長は、取崩しが必要かつ合理的であると考えられる理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。

第3章 特定費用準備資金及び資産取得資金

(特定費用準備資金及び資産取得資金の保有)

第7条 この法人は、特定費用準備資金及び資産取得資金を保有することができる。

2 この法人が、特定費用準備資金及び資産取得資金を保有しようとするときは、将来の特定の活動（資産取得資金にあつては将来の特定の資産の取得又は改良。以下、総称して「活動等」という。）の名称、内容、計画期間、活動等の実施予定時期、積立限度額（資産取得資金にあつては当該資金の目的である財産の取得又は改良に必要な最低額。以下同じ。）、その算定根拠等について、理事の承認を得なければならない。

(特定費用準備資金及び資産取得資金の管理)

第8条 特定費用準備資金及び資産取得資金は、公益認定法施行規則第31条第3項第2号（同規則第36条第4項において準用する場合を含む）に従い、他の資金と明確に区分して管理するものとする。

(特定費用準備資金及び資産取得資金の取崩し)

第9条 特定費用準備資金及び資産取得資金は、公益認定法施行規則第31条第4項（同規則第36条第4項において準用する場合を含む）に基づき、次の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取崩さなければならない。

- (1) 当該資金の目的の支出がなされた場合、当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額
- (2) 各事業年度終了の時における積立限度額が当該資金の額を下回るに至った場合、当該事業年度終了の時における当該資金の額のうちその下回る部分の額
- (3) 正当な理由がないのに当該資金の目的である活動等を行わない事実があった場合、その事実があった日における当該資金の額

2 特定費用準備資金及び資産取得資金について、目的外の取崩しを行う場合には、認定法規則第31条第3項第3号（同規則第36条第4項において準用する場合を含む）に定める特別の手續きとして、理事長は、取崩しが必要かつ合理的であると考えられる理由を付して理事会に議し、その決議を得なければならない。

第4章 公表、備置き等

(公益充実資金の公表)

第10条 この法人は、公益充実資金について、公益認定法規則第23条第1項2号に基づき、次に掲げる事項を当該事業年度の終了後、この法人のホームページへの掲載その他適切な方法により速やかに公表しなければならない。

- (1) 当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期
 - (2) 当該事業年度の末日における積立限度額及びその算定根拠
 - (3) 当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額
 - (4) 当該事業年度の末日における公益充実資金の額
 - (5) 前事業年度の末日における公益充実活動等ごとの公益充実資金に関する法令で定める事項
- (備置)

第11条 この法人は、公益認定法第21条第2項第4号並びに公益認定法施行規則第46条第1項第7号、第9号及び第10号に基づき、公益充実資金等について記載した書類を、事業

年度経過後 3 月以内に主たる事務所に 5 年間備え置き、所定の業務時間内に閲覧等に応ずるものとする。

第5章 雑則

(改廃)

第12条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

(経過措置と遡及適用)

第 13 条 本規程施行の際、既に資産取得・改良資金等取扱規程に基づき積立てられていた「特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金及び特定費用準備資金」は、令和7年4月1日以降に開始する事業年度において、本規程に基づく「公益充実資金等」へ全額引き継がれたものとみなす。

2. 前項の変更により、過年度の財務諸表に修正が必要な場合は、過年度遡及会計基準に基づき処理する。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。(平成 27 年 3 月 10 日理事会決議)

2 この規程は、令和 8 年 6 月 30 日から施行する。(令和 8 年 6 月 10 日理事会決議)